

指定棚田地域振興活動計画の変更の認定申請書

村農第1516号

令和6年3月1日

総務大臣	松本 剛明	様
文部科学大臣	盛山 正仁	様
農林水産大臣	坂本 哲志	様
国土交通大臣	斉藤 鉄夫	様
環境大臣	伊藤 信太郎	様

新潟県村上市長 高橋 邦芳

令和4年5月付けで認定を受けた指定棚田地域振興活動計画について下記のとおり変更したいので、法第10条第5項の規定に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 指定棚田地域振興活動の目標
旧高根村高根の棚田について、目標を追加する
- (2) 指定棚田地域振興活動の内容及び工程表
上記(1)に伴い、活動内容及び工程を追加する
- (3) 協議会構成員間での合意形成の状況
協議会の開催日程及び内容について、追加する

2 変更の内容

別紙のとおり

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：村上市指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧高根村地域：高根の棚田
旧塩野町村地域：荒沢の棚田
旧黒川俣村地域：大毎の棚田
範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

[旧高根村地域]

(1) 棚田等の保全

生産性・付加価値の向上	R2	目標 (R6)
自動草刈り機と溝掘機を 1 台ずつ導入	0 台	1 台

荒廃農地の発生防止・減少	R5	目標 (R6)
調整池を整備し、安定した水源を確保	0 箇所	2 箇所
棚田(傾斜地)の農道をコンクリート化し、保全管理作業を効率化	0 団地	2 団地

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

自然環境の保全・活用	R2	目標 (R6)
棚田周辺の食材を利用した料理講習会（食事会）を年間 2 回開催し、年間参加者を増加	10 人	20 人

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田地域の農産物等を活用した六次産業化の推進	R2	目標 (R6)
棚田地域でとれる山菜等を活用した加工品の年間販売量を増加	10 kg	50 kg

[旧塩野町村地域]

(1) 棚田等の保全

生産性・付加価値の向上	R2	目標 (R6)
自動草刈り機を 1 台導入	0 台	1 台

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

良好な景観の形成	R2	目標 (R6)
さくら等の植栽を通じたコミュニティ活動の実施体制を整備・構築し、年間参加者を増加	0 本	10 本

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田地域の農産物等を活用した六次産業化の推進	R2	目標 (R6)
棚田地域でとれる山菜等を活用した加工品の年間販売額を増加	60 万円	80 万円

[旧黒川俣村地域]

(1) 棚田等の保全

生産性の向上	R2	目標 (R6)
水稻防除をドローンを活用して行い、共同防除面積の拡大を図る	0ha	11ha

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

自然環境の保全・活用	R2	目標 (R6)
棚田等の法面を活用して、地域産物である赤かぶの生産面積の拡大を図る	300 m ²	1,000 m ²
イノシシ被害を減らすため、イノシシ用電気柵の設置を図る	0箇所	15箇所

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

集落機能の維持	R2	目標 (R6)
高齢者等世帯の雪下ろしのできない世帯の雪下ろし支援を行う	0軒	10軒
現行の地域のパンフレットを棚田地域の自然・食・伝統文化等を紹介するパンフレットに改訂する		

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

[旧高根村地域]

① 棚田等の保全

- ・生産性・付加価値の向上

自動草刈り機による草刈りや溝掘機の導入を行いスマート農業の取組を推進する。

- ・荒廃農地の発生防止・減少

棚田の耕作放棄の防止・削減のため、調整池及び水路などを整備し、安定した水源を確保する。

棚田（傾斜地）の農道をコンクリート化し、保全管理作業の効率化を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

棚田周辺の食材を利用した料理講習会（食事会）を開催し、関係人口の創出・拡大を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田地域の農産物等を活用した六次産業化の推進

東京物産展等に赴き棚田地域で採れる棚田米や山菜等を活用した加工品の販売促進を図る。

[旧塩野町村地域]

① 棚田等の保全

- ・生産性・付加価値の向上

自動草刈り機の導入を行いスマート農業の取組を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

さくら等の植栽を行いコミュニティ活動の実施体制を整備・構築し、良好な景観を確保する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田地域の農産物等を活用した六次産業化の推進

棚田地域で採れる山菜等を活用した加工品（荒沢漬け）の販売促進を図る。

[旧黒川俣地域]

① 棚田等の保全

○生産性の向上

- ・棚田地域における水稻防除について、ドローンを活用したスマート農業の取組を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

- ・棚田と一体となった農道や棚田の法面を活用し、水稻だけでなく、地域産物である赤かぶの生産面積拡大を図る。
- ・イノシシの侵入を防止する電気柵を計画的に設置する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○集落機能の維持

- ・少子・高齢化が進む中、地域住民で高齢者世帯等の雪下ろしの助け合い活動を行いながらコミュニケーションを図る。
- ・パンフレットを活用して棚田地域の魅力を発信し、誘客・交流の促進を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会に参加する高根集落、荒沢集落、大毎集落である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。